

毎週火、金曜日発行（旧毎日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示

肥料の登録

目

次

## ◇選管告示

政党、協会その他の団体の収支報告書要

## 告

## 示

- ◇教委規則 政黨・協会その他の団体の解散の際における収支報告書要旨
- ◇教委告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 教頭設置規則の一部改正
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

鳥取県告示第二百二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十一年六月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

| 登録番号         | 肥料の名称  | 保証成分量（パーセント）                                                        | 生産者                     |
|--------------|--------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 鳥取県<br>第二三四号 | 勝谷青年配合 | 窒素全量 九・〇<br>内アンモニア性窒素 六・〇<br>内可溶性磷酸 六・〇<br>内水溶性磷酸 五・〇<br>内水溶性加里 九・〇 | 勝谷村農業協同組合<br>組合長理事 秦 源吉 |
|              |        |                                                                     | 住 所 氏 名                 |
|              |        |                                                                     | 気高郡鹿野町寺内一<br>三七ノ二       |

## 鳥取県告示第二百三十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年五月二十四日変更登録した。

昭和三十一年六月五日

鳥 取 県 知 事 遠 藤

茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録  
(は)第二五四号昭和三一、  
三、二八

森 口 組

(新)岩美郡宇倍野村大字宮ノ下一八二ノ一  
(旧)鳥取市西町二九九 森口 達治

## 鳥取県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年六月五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

退任した役員の氏名及び住所

山守村カウモ井手土地改良区

理事 田 中 源太郎 東伯郡関金町大字明高

|         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 田 中 恒 延 | 福 永 実 男 | 大 本 正 顯 | 日 野 緑 般 | 日 野 麻 義 | 西 坂 貞 良 | 谷 本 貞 雄 | 吉 原 芳 隆 | 大 本 善 市 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|

堀

## 中井手土地改良区

理事

江 原 英 雄 東伯郡中山村大字栄田

"

太 田 慶 治

"

手 島 治 蔵

"

野 川 延 造

"

山 西 勇 蔵

"

前 田 晋 松

"

增 井 初 蔵

田 中

監事

小 谷 実 雄 東伯郡関金町大字明高

"

三 村 要

"

松 本 麻 義

"

福 井 忠 利 倉吉市志津

堀

就任した役員の氏名及び住所

山守カウモ井手土地改良区

理事

大 本 正 顯 東伯郡関金町大字明高

"

吉 原 芳 隆

"

日 野 緑 般

"

福 永 実 男

"

田 中 恒 延

"

谷 本 貞 雄

"

田 中 源 太 郎

"

崎 上 保 明

"

日 野 麻 義

"

坂 根 林 蔵

"

大 本 善 市

御崎

石井垣

御崎

堀

|     |      |       |      |      |           |      |       |            |         |    |            |      |      |      |      |      |      |      |
|-----|------|-------|------|------|-----------|------|-------|------------|---------|----|------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 大田茂 | 松田徳造 | 山中管男  | 小林章人 | 梅林武寿 | 松本麻義      | 小谷実雄 | 福井忠利  | 三村要        | 中井土地改良区 | 理事 | 河内定雄       | 太田慶治 | 江原邦治 | 手島治藏 | 山西勇藏 | 前田晋松 | 増井初藏 | 山本松平 |
| "   | "    | 倉吉市志津 | "    | "    | 東伯郡関金町大字堀 | "    | 倉吉市志津 | 東伯郡関金町大字明高 |         |    | 東伯郡中山村大字田中 | "    | "    | "    | "    | "    | "    | "    |
|     |      |       |      |      | 明高        |      |       |            |         |    | 栄田         |      |      | 田中   |      |      |      | 御崎   |

|      |      |      |       |         |    |          |      |      |       |       |      |      |    |    |    |    |
|------|------|------|-------|---------|----|----------|------|------|-------|-------|------|------|----|----|----|----|
| 田中重平 | 岩本源藏 | 眞山省吾 | 西尾福四郎 | 上方土地改良区 | 理事 | 福見秀吉     | 山根繁吉 | 福見正悦 | 富田啓次郎 | 吹野勝太郎 | 山根虎一 | 谷野治太 | 監事 | 平田 | 上方 | 平田 |
| "    | "    | "    | "     |         |    | 西伯郡大山町上方 | "    | "    | "     | "     | "    | "    |    |    |    |    |
| 石井垣  | 田中   | 御崎   |       |         |    |          |      |      |       |       |      |      |    |    |    |    |

鳥取県告示第二百五十二号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第三項の規定に基き条例制定を次のとおり認可した。

昭和三十一年六月五日

|            |            |                                  |            |
|------------|------------|----------------------------------|------------|
| 鳥取県知事 遠藤 茂 | 国民健康保険を行う町 | 認可条例                             | 認可年月日      |
|            | 八頭郡用瀬町     | 用瀬町国民健康保険条例                      | 昭和三十一年五月二日 |
| 同          | 若櫻町        | 若櫻町国民健康保険直営診療所設置管理条例             | 同          |
| 同          |            | 若櫻町国民健康保険直営診療施設使用料手数料及び一部負担金徴収条例 | 同          |
| 同          |            | 若櫻町国民健康保険直営診療施設自動車使用管理条例         | 同          |
| 同          |            | 若櫻町国民健康保険直営診療施設自動車使用料徴収条例        | 同          |

鳥取県告示第二百三十三号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基き条例の変更を次のとおり認可した。

昭和三十一年六月五日

|            |            |             |             |
|------------|------------|-------------|-------------|
| 鳥取県知事 遠藤 茂 | 国民健康保険を行う町 | 認可条例        | 認可年月日       |
|            | 八頭郡郡家町     | 郡家町国民健康保険条例 | 昭和三十一年四月二十日 |
| 同          | 郡家町        | 郡家町税条例      | 同           |
| 同          | 若櫻町        | 若櫻町国民健康保険条例 | 昭和三十一年五月二日  |

鳥取県告示第二百三十四号

国民健康保険を行う西伯郡大山町に対し町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十八条第三項の規定に基き大山町国民健康保険規約の制定を昭和三十一年五月二十八日認可した。

昭和三十一年六月五日

鳥取県知事 遠藤 茂



| 支 出           |        |
|---------------|--------|
| 政党、協会、その他の団体名 | 支出の総額  |
| 中国々税職員組合鳥取支部  | 四七、四一五 |
|               | 件数     |
|               | 支出の目的  |
|               | 負担金    |
|               | 旅費     |
|               | 雑費     |

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十一年六月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨

- 一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書
- 二期 間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年五月十四日まで
- 三 報告書の要旨

| 中国々税職員組合鳥取支部 | 寄附及び収入の総額 |    | 一件千円以上の寄附 |    | 一件五百円以上の寄附 |    | 支出の総額 |    | 一件千円以上の支出 |    | 一件五百円以上の支出 |      | 報告書受理年月日 |
|--------------|-----------|----|-----------|----|------------|----|-------|----|-----------|----|------------|------|----------|
|              | 金額        | 件数 | 金額        | 件数 | 金額         | 件数 | 金額    | 件数 | 金額        | 件数 | 金額         | 件数   |          |
| 五、八〇五        | 1         | 1  | 1         | 1  | 1          | 1  | 五、四〇〇 | 6  | 四、五〇〇     | 1  | 1          | 五、二五 | 昭和三一、五   |

四 主たる寄附者及び支出

（一）寄 附 者 該当なし

（二）支 出

| 政党、協会、その他の団体名 | 支出の総額  | 件数 | 支出の目的 |
|---------------|--------|----|-------|
| 中国々税職員組合鳥取支部  | 二八、六四〇 | 一  | 負担金   |
|               | 八、六八〇  | 一  | 旅費    |
|               | 七、二三〇  | 四  | 雑費    |

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年六月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日 時 六月七日 午前十一時

二 場 所 鳥取市 白兔荘

三 議 題

（一）参議院議員通常選挙の執行について

四 協議事項

（二）参議院議員通常選挙における啓発宣傳計画につ

五  
その他

教育委員会規則

教頭設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年六月五日

鳥取県教育委員会委員長 大 島 高 藏

鳥取県教育委員会規則第五号

教頭設置規則の一部を改正する規則

教頭設置規則（昭和二十八年四月鳥取県教育委員会規則  
第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県立高等学校」を「県立学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一  
日から適用する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年六月五日

鳥取県教育委員会委員長 大 島 高 藏

一、日 時 昭和三十一年六月十四日 午前十二時

一、場 所 鳥取県教育委員会 会議室

一、議 題 定例報告

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行 日 火 金

発 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県  
刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県  
印 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県